



様式第 12 号 (第 14 条関係)

## 許 可 証

住所 (営業所所在地) 南あわじ市福良丙 2 5 3 番地  
名称又は代表者氏名 鳥取興業株式会社  
代表取締役 鳥取 あい

禁複写

洲本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 8 条の規定による一般廃棄物処理業を下記  
条件を付し、許可する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

洲本市長 上 崎 勝 規



許 可 番 号	令和 5 年度 第 5 - 2 号
許 可 の 種 類	一般廃棄物処理業 (ごみの収集運搬)
業 務 区 域	洲本市内 (承認した事業所に限る)
許 可 有 効 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
許 可 条 件	洲本市内の事業系一般廃棄物に限る
遵 守 事 項	別記のとおり

## 遵 守 事 項

禁複写

本市において、一般廃棄物処理業として許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び洲本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等を遵守するとともに、下記事項を留意の上、業務を行うこと。

### 記

- 1 営業許可の権利は、他人に譲渡できない。
- 2 毎月必ず市長の指示する報告を怠らないこと。
- 3 営業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに市長に届出なければならない。
- 4 営業を廃止するときは、無条件にて業務を譲ること。
- 5 業務の遂行に当たっては、親切、丁寧を旨とし、汚物の飛散、漏出に特別の注意をばらうこと。
- 6 その他衛生上特に必要があると市長が認めた場合は、その指示に従うこと。

上記各事項その他法令等に違反した場合は、許可を取り消すことがある。